

所沢市立向陽中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は所沢市立向陽中学校 P T A（以下本会という）と称し、
事務所を向陽中学校(埼玉県 所沢市 向陽町 2124)に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は会員の協力により向陽中学校の教育の進展、向上を図り、
生徒の幸福成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次にかかげる活動をする。

- 教育環境の整備充実
- 生徒の保護及び厚生
- 生徒の校外生活の指導
- 会員の教養の向上と親睦
- その他本会の目的を遂行するための事項

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は特定の政党、宗教にかたよることなく、また、
もっぱら営利を目的とする行為は行わない。

第 5 条 本会は学校行事に積極的に協力する。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員となることのできる者は次のとおりとする。

- (1) 向陽中学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる保護者
- (2) 向陽中学校の教職員

第 7 条 本会の会員は平等な権利と義務を有する。一家庭につき一議決権とする。

第 5 章 会 計

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会員の納入する会費、寄付金、
その他の収入により支払われる。

第 9 条 寄付金を受けるときは運営委員会の承認を必要とする。

第 10 条 会費は一家庭年額 3000 円とする。但し、会員の事情により、減免することができる。

第 11 条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員及び顧問

第 13 条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名、副会長（P 原則 3 名・T1）、書記（P 原則 3 名・T1）、
会計 3 名（P2・T1）、会計監査（P 原則 3 名）
- (2) 本会に顧問をおくことができる。

第 14 条 役員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第 15 条 役員に欠員を生じた時は、運営委員会が、これを推薦補充する。
この場合の任期は前任者の残留期間とする。

第 16 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、その他の一切の会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を記録し、庶務を司る。
- (4) 会計はこの会の予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、且つ、この会の財産を管理する。
- (5) 会計監査は必要に応じて、会計監査を行う。

第 17 条 学校長は全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第 7 章 役員の選出

第 18 条 選考委員会は P T A 組織作り時に選択される専門部の一部門として取り扱い、

構成人数もその時に応じたものとする。

- (1) 選考委員会は会長、副会長、書記、会計並びに会計監査の各々の候補者を選考して、その氏名を会長に通知する。
- (2) その通知後、総会において選出する。
- (3) 総会において会長から候補者の追加指名をすることができる。
- (4) 本条(1)の場合、その氏名発表の前に、被選考者の同意を得なければならない。
- (5) 役員の選任は原則として 4 月中に行われる。
- (6) 選考委員は選考の対象とならない。

第8章 総会

第 19 条 総会は本会の最高決議機関であって全会員をもって構成する。

第 20 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は原則として毎年 4 月中に開き、次の事項を審議、承認、決定する。

- (イ) 前年度の事業報告
- (ロ) 前年度の会計決算報告
- (ハ) 新年度の事業方針
- (二) 新年度の予算
- (ホ) 役員の選出
- (ヘ) その他の重要事項

- (2) 臨時総会は運営委員会並びに会長が必要と認めた時、または、
会員の五分の一以上の要求があったときに、会長がこれを召集する。

第 21 条 総会は会員の五分の一以上の出席をもって成立する。但し、委任状も出席と認める。
議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
可否同数の時は議長が決するところによる。

第9章 運営委員会及び専門部

第 22 条 運営委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は本会の役員(但し会計監査を除く)各専門部長・副部長・学年部長・学年副部長・
選考委員長・副部長をもって構成する。但し、専門部の教職員は任意に出席できる。
- (2) 運営委員会の任務は次のとおりとする。
 - (イ) 総会の議決事項の運営及び執行
 - (ロ) 各専門部立案の事業計画の審議検討
 - (ハ) その他会務を円滑に遂行するために必要な諸調査立案との執行
- (3) 運営委員会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 23 条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 総務部…進路対策、その他の部に属さない事項一切に関すること
- (2) 教養部…会員の教養及び親睦に関することと、家庭教育学級の運営
- (3) 環境部…教育環境の整備及び生徒の校外における生徒の指導に関すること
- (4) 広報部…広報に関すること
- (5) 学年部…各学年活動の推進
- (6) その他必要に応じて専門部を置くことができる。

第 24 条 専門部は学級より選出された委員と教職員の委員とをもって構成し、
委員の互選により部長 1 名、副部長 1 名以上を選出する。

第 25 条 専門部委員は各学級 4 名選出する。委員は専門部に所属するとともに、学級の代表を兼ねる。

第 10 章 個人情報の取り扱い

第 26 条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。

- (1) 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）、参加者の確認のため
- (2) 活動の企画・検討・連絡調整のため
- (3) 役員・委員の選考・選出のため

(4)役員名簿作成のため

第 27 条 本会は、次の個人情報を第 26 条に定めた利用目的を示した上で P T A 会員より取得する。

(1)氏名

(2)電話番号

(3)メールアドレスおよびその他 S N S の個人 I D

第 28 条 本会が取得した個人情報は、施錠できる場所で本会が保管する。

第 29 条 本会は個人情報の重要性を理解し、その取扱いには十分注意を払わなければならない。

第 30 条 本会は、第 26 条に定めた利用目的を達成するため、本人の同意を得た上で、
取得した個人情報を所沢市の審議会担当課等及び人間地区 P T A 連絡協議会へ提供する。
それ以外の第三者に対しては提供しない。

第 31 条 本会が保有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、
本会は遅滞なく対応しなければならない。

第 32 条 P T A 会員は、提供した個人情報に変更が生じた場合には、
遅滞なく本会に届け出るものとする。

第 33 条 本会は、保有している個人情報について利用する必要がなくなったときには、
遅滞なく廃棄するものとする。

第 11 章 会則の改定

第 34 条 本会の会則は総会において、出席者の過半数の賛成を得なければ、改正することができない。

第 12 章 その他

第 35 条 自然災害や感染症の流行など、本会則第 8 章第 20 条に規定された定期総会の開催が困難な
場合には、書面表決によって、審議、承認、決定することとする。なお、書面表決にあたり、
本会則第 8 章第 21 条の出席は表決票に読み替えることとする。また、
本会則第 5 章第 10 条の会費、第 9 章第 22 条の運営委員会及び第 9 章 23 条の
専門部については、自然災害や感染症の流行などの社会状況を踏まえ、判断することとし、
変更がある場合は会員に通知することとする。

付 則 第 1 条 本会の会則は昭和 55 年 5 月 10 日より実施する。

改正 昭和 61 年 5 月 18 日

改正 平成 12 年 12 月 16 日

改正 平成 14 年 5 月 2 日

改正 平成 20 年 2 月 21 日

改正 平成 22 年 3 月 9 日

改正 平成 23 年 5 月 6 日

改正 平成 30 年 5 月 10 日

改正 令和 3 年 4 月 27 日

第 2 条

細 則

学 年 部 本会の会則実施に必要な細則は運営委員会が別に定めることができる。

第 1 条 会則第 23 条に基づき学年部をおく。(第 1 学年部、第 2 学年部、第 3 学年部)

第 2 条 各学年部は各学級より選出された委員 1 名と教職員若干名の委員とをもって構成し、
委員の互選により、部長 1 名、副部長 1 名以上を選出する。

第 3 条

選考委員 学年部は各学年の活動を推進する。なお第 3 学年は生徒の進路に関する活動を合わせて推進する。

第 1 条 各学年より選出される選考委員は専門部委員の選出時に選出する。